

第2回飯綱町行政改革推進委員会 次第

平成26年8月26日(火) 19:00～

飯綱町役場牟礼庁舎2階 会議室

1. 開 会 (19時00分)

2. 会長あいさつ

3. 審 議

(1) 第1回会議の会議録等の確認について

(2) 第1次行政改革大綱の評価における次期大綱への課題・今後の方針について

(3) 第2次行政改革大綱策定に向けた行政改革の必要性等について

①行政改革の必要性

②大綱の位置付けについて

③大綱の理念について

④計画期間について

(4) 第2次行政改革大綱 ― 行政改革の基本方針について―

基本方針① 時代に対応した行政経営について

具体的施策 ◆行政評価制度の確立

◆定員管理及び給与体系の整備

◆行政情報化の推進

◆情報通信技術の利用による行政サービス

4. その他

5. 次回開催日 9月 29日(月)

時間: 19時00分～

会場: 役場牟礼庁舎

6. 閉 会 (21時30分)

第 2 回飯綱町行政改革推進委員会 会議録

平成 26 年 8 月 26 日（火）19：00～

飯綱町役場牟礼庁舎 2 階会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 審 議

（1）第 1 回会議の会議録等の確認について

事務局：説明

会 長：それでは、本日記りました会議録でこの点が違うとかありましたら、お出しただければと思います。皆さん一度お読みいただいていると思いますので、よろしいですか。

事務局：確認ですが、基本的には公開ということで、掲載の形については発言内容等をまとめさせていただいたものを委員や事務局といった形でホームページに掲載させていただく方向でよろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）了承

（2）第 1 次行政改革大綱の評価における次期大綱への課題・今後の方針について

事務局：説明

委 員：もともと配布していただいたものと今日の追加分ですが、縦の列は 4 列目の課題と今後の方針までは全く一緒ということではよろしいですか。

事務局：4 列目の課題と今後の方針について、どこから持ってきているのかなど理解するのに説明不足かなということがありましたので、第 1 回目でお示した集中改革プランの取組項目ナンバーと一致するようにしました。

委 員：そうすると、もともと配っていただいた資料 1 とどちらを見ればよろしいですか。

事務局：資料 1 については、これから説明させていただきたいと思います。先に説明したほうがよろしいですか。

委 員：お願いします。

事務局：説明

委 員：記載されている内容はよく分かりますが、全体の流れを見てきた中で一番大元にあるのが前回に資料 1 でいただいた行政改革大綱、これがスタートでそこから前期と後期があって、今回は 2 次ということになるのかなと思っていただけですが、そういう解釈でよろしいですか。

事務局：まず、最初にご覧いただいた行政改革大綱、それが合併後の一番最初の大綱になります。その計画期間が平成 18 年度から 26 年度ということです。それで、その上位にある計画というのが第 1 次の総合計画になるわけですが、大綱の期間は 26 年度までで、それに合わせて前回お配りした実行するための実施計画にあたる集中改

革プランの、その具体的な取組計画について評価させていただいたということです。今回1次をすべて評価した上で2次の大綱の策定をしたいということです。

委員：分かりました。一番最初の資料の大綱の中に改革の重点事項というのが4番目のところに記載がありますが、この時に6つあるわけですね。それと、総合計画にも6つあるわけですが、内容的に変更となっているとか変わっている部分があると思われま。総合計画の後期記基本計画ですと、例えば環境の話ですとか、基盤整備だと産業だとかということが出てきますが、最初の大綱にはそういうところが見受けられないのかなど。前期を終えた後が変わってきたという経過があるのですか。

事務局：総合計画については、町の総合的な施策について計画が組まれています。行政改革大綱につきましては、この中でも行政の効率化とか行政改革推進委員会の設置要綱にもある簡素で効率的な行政運営を図るための項目についての計画と捉えていただければと思います。総合計画の産業とか教育とかを抜き出しているわけではありません。ただ、その中でも関係してくるところもございます。ですが、総合計画の中では行政と住民の参画とかそういった分野が大きく関わってくるということです。

委員：総合計画があって、その中の一部が今回の行政改革の対象というか範囲というふうに解釈してよろしいですか。

事務局：そうです。例えば、環境分野でしたら、環境保全や環境推進の計画があったりするわけです。

委員：分かりました。他の部分に関係しないわけではないですが、特に関連が強いのが行政、住民参画のところの目標が今回この委員会で話し合うべき内容として関わってくるということですね。

事務局：ですので、この23ページで言うともみんな未来を創る町という住民と行政の町づくりへの協働とかが大きく関わってくるところでございます。ただ、先ほど委員さんも言われたとおり他のところも関わってこないというわけではありません。例えば健全な財政運営と言え、委託料や補助金などは他の事業でも出しているの、例えば委託料についても適正な委託をしているのかなど、そういうところまで含める中で行政改革というものを考えていますので、すべてが一番下の項目だけというわけではありません。すべてに関わってくるものもあるということでご理解いただければと思います。

(3) 第2次行政改革大綱策定に向けた行政改革の必要性等について

①行政改革の必要性

事務局：説明

会長：「人・物・資金・情報・時間」とありますが、ここでいう物の概念は何ですか。物といってもいろいろな物が捉えられますので、例えば、飯綱町の道路といっても県

道があったり、町道があったり、国道があったりして、住民の方からすると道路の補修などを行っているとして町で賄われていると思われる方もいらっしゃると思います。ですので、物や資金のあり方について、もう少し丁寧にやる必要があるのかと思います。事務局では、この物というのはどういうイメージの物ですか。

事務局：道路とか公共の建物全部を含む公共施設です。資金については、町の財源です。情報については、町が持っている情報を住民と共有するというような、そういった行政情報。時間は今実施している延長窓口ですとか延長保育ですとか、そういった考えでご理解いただければと思います。8時間の中で行政サービスができないものもあるという、そういったものを改善していく必要があると。

委員：ただ、読んでも理解できないことを書いても意味がないので、「人・物・資金・情報・時間」確かに語呂はいいけどパッと見て意味が分からなくはないですか。説明聞かなくては分からないものを入れても仕方がない。欲張らないで大事なもののだけ3つなら3つを入れればよくないですか。それと、財源の関係で28年度から始まる地方交付税の段階的縮減ですが、これも説明聞かなければ分からないですよ。一般の人が聞いても仕組みが分からないから、説明するのは難しいけれども1行入れてでも分かるようにした方がいいのではないですか。

事務局：図を入れるのはいかがですか。

会長：一番最初に図を入れるのはいかがかと思います。

委員：一言で言えば合併優遇策がなくなるということですよ。

委員：その理由があってその後が続けば分かりやすいですね。

委員：今までは10年間あったので余裕があったわけですが、第2次の行政改革は完全に引っかかってきますので。

委員：しかも、人口が減るわけですから。

委員：具体的な数字を入れてしまうと生々しすぎてよろしくないですか。その方がインパクトが強いです。歳入総額いくらで、何パーセント占める交付税のうち、いくら減額という話になると切迫していることが分かるような気がします。

委員：年間5億円削減されますというふうに書いたらどうですか。

委員：今の細かい数字は別表とかで出すわけですよ。細かいことを聞かればそれは答えるとして、この必要性のところに掲載する必要はないと思います。段階的に減額になるということが書いてあるのだから。

会長：ある程度具体的な内容を入れてあげないと、この委員会の意味がないと思います。ホームページなどで公表されるのであればなおさらのこと、具体的な数値を入れて、自分たちもこういう要求をしたり、やっていかなければいけないというふうに繋がるものにはなくてはならないと思います。5年間ということが決まっているわけですから事実を書いておいた方が良いでしょう。5年間ということが決まっているわけですから事実を書いておいた方が良いでしょう。

委員：先ほどの話で詳細に記載するところがあるのなら入れる必要はないと思います。

大綱の下に改革プランがあって、その改革プランは具体的に何をやりますというようなことを書くので、どう減るのかという詳細は入ってこないと思っていました。入ってくるのであれば、入れる必要はないと思います。実際はいかがですか。

事務局：詳細は入ってこないです。

委員：諮問されている付託項目の中にはないですね。諮問されているのは大綱と先ほどから話が出ている施設管理をどうするかということです。それとも今回付けるかです。

事務局：確かにこの文章だと、何で地方交付税の段階的縮減があるかということに疑問を持つ方もいらっしゃると思います。先ほど委員さんからもあったように、合併で優遇されていた措置が切れるのでということで具体的な数字を出してもいいとは思いますが。

会長：文章というのは読み進めてイメージできるのが文章なのであって、あちこち見て納得するようなものは意味がないと言いますか読まないと思います。読んで全体像が掴めるものが大綱でなくてはならないと思います。

委員：なるべく短い文章にしようという配慮もあり、状況も含めて必要性を語ってしまうので分かりづらくなっていますが、第2次大綱をつくるにあたって、まず、飯綱町がどういう状況におかれているのか1項目起こして前提の説明としてあるべきです。こういう状況だからというふうに文章を整理していけば分かりやすくなると思います。この必要性のところで飯綱町が今抱えている問題と将来の問題と必要性をまとめて語っているので分かりづらいので。こここのところは大事なところなので、今の飯綱町の現状と将来に向かっの課題、いわゆる情勢を別に起こして、そういう状況だから必要ですというように整理していただいた方が読む人は分かりやすいかなと思いました。

事務局：勘違いしております、今の数字は行革の実施計画の中では財政の収支見通しとして入ってきます。お手元の集中改革プランの16、17でこのような表を付けてお示しすることになります。

委員：対象期間内になりますからね。平成27年度からとしても32年まで行くわけですからちょうどなわけです。一本算定は決定事項ですから。なおかつ、高齢化と少子化が付いてきますから。このまま企業が来なかったり、サラリーマンが減ったりすれば税収が減るわけですから。高齢化、少子化が進行するのですから大きな問題です。

委員：交付税は牟礼、三水の今までの実績か何かで外枠が決まっていたということですか。だから、あまり変わってないのか。

事務局：7ページをご覧ください。まず、個別算定というのが学校数や人口、高齢者数などを基に算定されるもので、地域経済や雇用対策といったものについては、国で重点的に行っているものに対するもので、毎年変わります。そのため、一概に今年31億

だからといって来年も同額になるというものではないわけです。毎年計算するものです。

会 長：地域のことは地域で決めるというところで、町は自らの判断と責任によりのこの自らというのは住民のことを言うのか行政そのもののことを言うのかどちらですか。

事務局：町自らです。前回、委員さんが言われたように、今までは総合計画などは地方自治法の中で議会の議決を経てという話がありましたが、現在は地方自治法の中で求められてはいません。極端に言えば国ではそういった計画や財政計画などは町が自ら判断して独自に進めるようにと考え方も変わってきています。今までのような国があれやれこれやれといったようなシステムではなくなってきています。

会 長：それでしたら、鍵カッコを町の前に持ってい、「町自らの判断と責任により」とした方が一つの文章になってくると思いますが。「町は」としてしまうと「自ら」は誰のことを言っているのだろうかとなりますから。

委 員：でも、町というのは行政だけではないと思います。

会 長：住民協働とかあるのであれば、住民協働を入れたほうが大綱としてはよりベストなのではないかと思ってお聞きしたところです。

委 員：これの代表的なものが、先ほど会議が始まる前に事務局と雑談をした中の来年から始まる介護保険制度の改正です。介護保険制度の改正はご承知のとおり要支援 1 と 2 を地域支援事業に移行すると言っています。要支援 1 と 2 は介護保険の中でしたが、取り出して飯綱町の地域支援事業として位置付けなさいと。そうするとどういことになるかということ市町村別に要支援 1、2 の人たちの待遇が変わってきてしまいます。財政の豊かなところは良いですが、財政の困窮しているところは要支援 1、2 の人は我慢してもらおうと。そういう差が出てくるということです。これが、非常に今増えています。それともう一つは地域包括ケアです。自分たちで生活介護、買い物とか炊事とかを地域でやってあげなさいと。はっきりは言ってないですが、ボランティアでと言っています。今は介護保険料で賄っています。ヘルパーさんが行って。それを地域包括ケアの中に組み込んで地域包括支援センターが面倒を見なさいと言っています。今回の社会保障と税の一体改革の中で国はその姿勢を明確にできています。そういった意味では町の力や住民との協働ということが問われる時代になってきているということです。

事務局：町自らというのは、決めるにあたってのプロセスは、こういった話し合いとかいろいろなものをもって決めていくべきとは思いますが。

会 長：必要性については、意見にもありましたが、現状と今後の見通しを説明してから必要性について述べる形もありましたが如何でしょうか。

委 員：先ほどの会長のご説明により、「町は住民と協働し」という感じで冠を付けて鍵カッコに入っていたらいかがですか。どうしても協働は避けて通れないので。

委 員：町はという意味合いというのは、先ほど言われたように国は行政のことを指して

いると思います。住民全体を含めていっているわけではなくて、行政の主體的な基でのことを言っていて、それを受ける側の方は、役場の職員だけでは無理だということ。そこをどっちかだけのように書いてしまうのはいかがかと。そこら辺はどっちともとれるように広く書いておいた方が、大前提のところの一つの定義を決めてしまうと後々文章をつくるのが大変かと思います。

委員：それから、「地域のことは～必要があります。」まで文章がとても長いです。句点がありません。切ったほうがいいのではないですか。切る中で明確にしたらどうですか。

委員：飯綱町の現状と将来予測できる課題として先ほど話されたことは、交付税が減られるということと高齢者が増えて人口が減っていくということですが、実際そういうことは予測されるので、それはそれでいいと思いますが、飯綱町がそのまま萎んでいくのに合わせた行政改革の議論なのかということが非常に気になっており、総合計画などもある中で町がもっと元気になっていって、行政のやり方によっては産業が新たに出来るとか、若い人が来るとか、未来志向的なことを展望するような行政改革の必要性が盛り込めて、そのための具体的な提案もあるわけですので、そんな観点も入れていただくと話す甲斐もあるかと思います。

会長：先ほど言われたように大綱をつくっていく上で、前段で現状と将来の課題を整理してから必要性に入っていく方が良いということですね。

委員：先ほど時間の話がありましたが、時間というものは結構大事なところがあって、行政改革にどうやって取り組んでいくのかや政策をどう進めていくのかという時の、そういう意味での時間。今年から始めてゆっくりやるものと、早く具体化しなくてはいけない問題。課題によって時間のかけ方があると思うので、そういう意味での時間というのは重要な観点であるかと思いますので、そういう意味で使っていただければ生きるのかと思います。

会長：今の時間というのも先ほど言われた現状と将来ということを見ると上の方へ、前段へ持って行っていいということですね。必要性のところは限られた資源のように全般的に言っても、資源とは何かということを上の方で謳ってあれば分かりやすくなるのではないかと思います。そうすると先ほど言われた6つも入れなくても代表的なものを入れておけば済むような感じがします。

委員：町の現状など暗い話だけでなく、芽が出て明るいところもぜひ入れていただきたい。

会長：今まで出た意見などを整理させていただきますと、まず、前段階として現状と将来的なものを入れるということ。分かっているものについては具体的な数字を入れても構わないが、あまり長くはしないということ。

それから、「人・物・資金・情報・時間」につきましては、3つぐらいに絞り分かりやすい文章にするということ。

町は自らの判断と責任というところに関しては、住民との協働という言葉を入れて欲しいということと、文章が長いので「住民の価値観の多様化」あたりから切った方がよろしいかと思えます。

事務局：ご意見いただいた内容について再度検討しお示しさせていただきます。

②大綱の位置付けについて

事務局：説明

質 疑

委 員：総合計画があって、それに沿って大綱があり継続していくものだとお話を皆さんに理解してもらえばということですね。総合計画も見直しがあると思いますが。

事務局：総合計画は平成 28 年度までの計画ですので、平成 29 年度からの計画を策定していきます。

会 長：文章として、飯綱町総合計画基本計画は、平成 24 年度～平成 28 年度を取って……第 2 次も削り、指針となるものです。として、下の図で、最上位計画、飯綱町総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）、10 年間、前期平成 19～平成 23、後期平成 24～平成 28、下に行政改革大綱で第 1 次は平成 18～平成 26 とし、第 2 次は平成 27～とした方が分かりやすい。

委 員：前回の大綱は、総合計画を効率的に担保するためのものではないように思います。あくまでも行政改革は行政改革、総合計画は総合計画ですね。その方が良いのではないか。総合計画を担保するための計画として位置付けなくてもいいのではないのでしょうか。もし、総合計画が最上位の計画で、それを担保するための行政改革大綱であれば、全てを網羅しなくてはならない。その中の行革、先ほどの人、物、金の部分を取り出して改革していく、だから集中改革プランがある。総合計画とは別次元で走っているという位置づけでいいのではないか。総合計画と大綱の計画年度を合わせた方が良いのではないか。環境から福祉から網羅しなければいけない。

事務局：大綱の実施計画として集中改革プランがあり、評価見直しを行い、大綱の計画期間内においても集中改革プランの具体的取り組みを見直してきています。総論である大綱に沿って集中改革プランがある。総合計画と大綱の位置づけで、実効性を担保するものとしての位置づけでうたわなくてもいいと感じます。

委 員：前回の行政改革大綱は、国の指針により策定されたものか。

事務局：平成 17 年に国の指針では、大綱の見直しと具体的な取組項目が示された。これにより大綱の見直しと集中改革プランの策定を行った。

委 員：総合計画が上位ということではなく、あくまでも行政改革ではないのでしょうか。

委 員：1 次の大綱と今回の大綱の目的は違うのではないか。作り方も各内容も、どこに目的を置くのか明確にしないといけないのではないか。例えば、行革の歳出の削減と各施策事業の実施、矛盾するところがあるのではないのでしょうか。

事務局：行革大綱では、具体的に個々の事業について削減するとか明記するところはなく、各事業について毎年度事業評価をしており、拡充、継続、改善、廃止等の評価をし次年度以降に活かしています。

委員：総合計画が町の最優先の計画であるが、行政改革で取り組まないと計画通りには進まないということですね。

委員：地方自治法の改正で、総合計画については策定が必須のものではない。しかし、国は集中改革プラン等の策定は指針を示して指導している。なので総合計画と行革大綱は異質なものと思う。

委員：前回の会議資料で、行政改革の説明で、地方自治法では、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。そして、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図る。とされています。そのための行政改革ですね。総合計画とは別でいいのではないのでしょうか。

委員：別だとすれば位置づけについて再度検討すべきではないのでしょうか。

委員：行革で人員、給与削減とかそれだけであれば合理化策だけを書けばいいのだろうと思うが、その策定の過程でいろいろな話が、例えば合理化とは逆な話が出てもいいと思います。

委員：行政改革を推進することで、いい面を見つけ出そうということです。

委員：町が自律的に、能動的に改革が出来ていく組織であれば、それはそれでいいですが難しいことだと思います。そのための諮問ということではないのでしょうか。

会長：大綱の位置づけについては、総合計画とのあり方の中で、前段の最上位計画として位置づけており、まで削り、第2次大綱は、人、物、資金を効率的に実現する上で実効性を確保するための行財政運営の指針となるものです。とまとめたいと思います。ただし、基本となるのは飯綱町総合計画によるものです。と入れてもよいと思います。人、物、資金の3つの部分が主体的なもの、2次の中心となるもので、基本となるのは総合計画によるものも参考にしてとかといった文章で付け加えてもよいと思います。メインとなるものを示して、総合計画等も参考にしながらの位置づけにしましたというニュアンスでよいと思います。

委員：総合計画も無視できないので、大綱はそれを実現するためという考えでいい訳ですよ。

会長：飯綱町総合計画の中で、特に今回は人、物、資金を重点にとった表現の方が良いかもしれません。

③大綱に理念について

事務局：説明

会長：「人、物、資金・・・」のところですが、前段にも出てきた内容で検討してください。

委員：会議資料は協働が使われているが、総合計画では共働が使われているが、造語で

共に動くという意味から使われています。

委員：位置付け、理念といろいろ出てきて、同様な感じがするのですが、分けた方が分かりやすいと言えばそれでいいのですが、必要性とかでまとめてもいいのではないかと思います。質のところ、成果重視の仕組みづくりですが、民間も公務員も成果主義といわれている。公務員の成果なのか、行政サービスの成果なのか、ここでは行政サービスを指して、そのための職員の資質向上であると思います。

この辺りを理念に書いてしまえば答申に書くこともないかと感じられますが、組み立てとしてどうなのかと思いました。

会長：必要性の「人、物、資金・・・」が何を指しているかということを最初に示せば理念と記載箇所はなくなるかもしれません。必要性のところ「人、物、資金・・・」が何を示すのかを述べれば理念の記載はいらないように感じます。

あまり長くなると読まなくなってしなうので、少なめ少なめの文章で組み立てて行くという考えもありますが。

委員：一般企業で理念と言え、その企業は何を成し遂げたいのかという思いです。なぜ謳っているかという、何かをやる時の価値判断基準です。必要性はわかりますが、例えばAとBという2種類の手段があります。どちらを選択しますかという時に理念がないと選択できません。判断基準を持つというのが理念だと解釈しています。どういう思いで行政改革を進めていくのかという理念を謳わないといけなさと感じます。行政改革もむやみに切ればいいというものでもないし、どういう思いで行政改革をやろうとしているか、これは切ってはいけないとかの判断を謳うべきかなと思います。

会長：理念は、後ほどご意見ありましたらお願いします。

④計画期間について

事務局説明

委員：平成27年度～平成36年度の計画期間10年ということですが、今から10年前はインターネットは普及していなかったし、この先10年となるとインターネットがどうなっているのかわからないし、10年先をある程度予測した上でないと計画は立てれないと思います。そうなれば計画期間を5年として、そこで立て直しの方が実質的に有効かと思いますが。

会長：意見としては5年間で有力ということですが。

(4) 第2次行政改革大綱 行政改革の基本方針について

基本方針① 時代に対応した行政経営について

事務局説明

会長：質疑については次回にします。

次回の開催は、9月29日(月)19:00から飯綱町役場2階会議室とします。

第2回飯綱町行政改革推進委員会を閉会とします。